

令和6年5月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年1月26日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

(以下「原告母」という。)

同所

原 告

[Redacted]

(以下「原告子」という。)

10

同法定代理人親権者母

[Redacted]

上記兩名訴訟代理人弁護士

西 山 温 子

同

中 島 広 勝

同

高 井 信 也

同

本 田 麻 奈 弥

同

小 田 川 綾 音

同

佐 藤 大 志

同

森 立

同

林 純 子

同

鍛 冶 明

同

本 郷 誠 博

同

有 園 洋 一

上記訴訟復代理人弁護士

児 玉 晃 一

15

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

25

被 告

東 京 都

同 代 表 者 知 事

小 池 百 合 子



字は関係証拠の該当頁を指す。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。)

(1) 当事者等

ア 原告母 [ ] は、 [ ] 和国(以下「 [ ] 」という。)の国籍を有する外国人である。原告母は、平成23年来日し、その後、 [ ] 県内あるいは東京都内等に居住し、令和3年6月当時は、日本人の配偶者等の在留資格で東京都 [ ] 区に生活していた。(甲1、2、証人 [ ] 調査〔5〕、弁論の全趣旨)

イ 原告子( [ ] 生・女性。なお、令和3年6月1日当時の年齢3歳 [ ] 月であった。)は、原告母と [ ] (以下 [ ] 「 [ ] 」という。)との間に出生した子である。原告子は、日本国籍を有しており、現在、親権者である原告母と生活している。(甲2、弁論の全趣旨)

ウ(ア) [ ] (以下「 [ ] 警部補」という。)は、警察官として東京都に採用され、令和3年6月1日当時、警部補の階級で警視庁 [ ] 警察署(以下「 [ ] 警察署」という。)の生活安全課に勤務していた(乙11、弁論の全趣旨)。

(イ) [ ] (以下「 [ ] 巡査部長」という。)は、警察官として東京都に採用され、令和3年6月1日当時、巡査部長の階級で [ ] 警察署の生活安全課に勤務していた(乙12、弁論の全趣旨)。

(ウ) [ ] (以下「 [ ] 巡査長」という。)及び [ ] (以下「 [ ] 巡査長」という。)は、いずれも、警察官として東京都に採用され、令和3年6月1日当時、巡査長の階級で [ ] 警察署の地域課に配置され、同警察署管内の [ ] 交番に勤務していた(乙10、弁論の全趣旨)。

(エ) [ ] (以下「 [ ] 通訳員」という。)は、東京都の警察職員に採用され、平成18年4月から警視庁警務部教養課の通訳センターに英語担当の通訳員として配置され、主に、警察業務に関する英語による対面又は電話に

よる通訳及び翻訳業務等を担当していた（乙13、弁論の全趣旨）。

(2) 令和3年6月1日に[ ]公園において発生したトラブルの経緯

ア 原告母は、令和3年6月1日午前11時30分頃、原告子を伴って東京都  
[ ]内の[ ]公園（以下「本件公園」という。）を訪れ、原告子を  
5 本件公園内で遊ばせていた（弁論の全趣旨）。

イ 原告子は、同日午後1時頃、本件公園に設置されていた遊具（滑り台。以  
下「本件滑り台」という。）付近で遊んでいた際、突然、その場に居合わせた  
氏名不詳の子連れ日本人男性（以下「訴外男性」といい、訴外男性の子（男  
子）を「訴外子」という。なお、訴外子は、同日当時1歳1.1月であった（甲  
10 9の2。）」から、原告子が訴外子を蹴ったなどとして怒鳴りつけられ、原告  
母が訴外男性から詰め寄られるといったことがあり（以下「本件トラブル」  
という。）、たまたまその場に居合わせた[ ]（以下「[ ]」という。）  
が訴外男性と原告母との間に仲裁に入った。

なお、訴外男性は、原告らに向けて、「外人は帰れ。」「外人は生きている  
15 価値がない。」「税金の無駄遣い。」などの暴言を繰り返し発していた。

（以上につき、甲11、証人[ ]調書〔2〕、弁論の全趣旨）

ウ 訴外男性は、同日午後1時15分頃、自ら110番通報をし、これに応じ  
て、同日午後1時27分頃、[ ]巡査長と[ ]巡査長が本件公園に臨場した。  
[ ]巡査長は、同日午後1時35分頃、本件公園において、英語による通  
20 訳を申し出た[ ]を介して、原告母から事情を聴取し、[ ]巡査長は訴外男  
性から事情を聴くこととした。

（以上につき、乙10、証人[ ]調書〔2、3〕、証人[ ]調書〔3〕、弁  
論の全趣旨）

エ 同日午後1時45分頃、[ ]警部補及び[ ]巡査部長（以下、[ ]巡査  
25 長及び[ ]巡査長と併せて「本件警察官ら」という。）が本件公園に臨場し、  
原告母と訴外男性の双方から事情を聴取した（乙11、12、証人[ ]調

書〔1〕、証人 調書〔1〕、弁論の全趣旨。なお、警部補が原告子から事情を聴取した際の同人の発言内容及び聴取の態様に関しては、当事者間に争いがある。〕。

(3) 警察署における原告母の事情聴取の経過等

ア 警部補及び 巡査部長は、令和3年6月1日午後3時頃、原告らとともに 警察署へ移動した後、 警部補は、同警察署の生活安全課内に設置されていた補導室（以下「本件補導室」という。）において、 通訳員の電話による英語通訳を介し、原告らから事情聴取を行った。その際、 警部補は、上記の事情聴取に際し、原告母を本件補導室から退出させ、原告母が立ち会わない状態で原告子のみから事情聴取を行うということがあった。（乙11ないし13、証人 調書〔5、6〕）

イ 巡査部長は、 警部補による上記の事情聴取が終わった後、 警部補から指示されて原告らの写真撮影を行った。その後、 巡査部長は、 通訳員の電話による英語通訳を介し、更に、原告らから事情聴取を行った（乙6、11ないし13、証人 調書〔4ないし6〕）。

ウ 同日午後6時25分頃、原告らの事情聴取は終了となり、原告らは帰宅した（弁論の全趣旨）。

（なお、以上に関し、原告らが写真撮影に同意していたか、原告母を立ち会わせない状態で原告子から事情聴取を実施することについて原告母が了解していたか及び事情聴取の態様等については、当事者間に争いがある。）

(4) 訴外男性に対する 警部補による原告らの氏名等の教示

警部補は、令和3年6月1日、訴外男性から、電話で、原告らに対する民事裁判の提起を考えているので原告らの氏名及び住所等の連絡先を教えてもらいたい旨の打診を受けた。 警部補は、同日午後7時頃、訴外男性宅に赴き、原告らの氏名、住所及び電話番号（以下、これらを併せて「原告個人情報」という。）を提供した（乙11、証人 調書〔9〕）。（なお、原告

個人情報(を訴外男性に提供することにつき原告母が同意していたか否かについては、当事者間に争いがある。)

(5) 本件に関連する法令等の定め

被告の条例には、本件に関連するものとして、以下の定めが存する。

ア 東京都個人情報の保護に関する条例(令和4年東京都条例第130号による廃止前のもの。甲8。以下「都条例」という。なお、被告は、都条例の廃止に際して「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、現在は同条例を運用している。)

ア) 第2条(定義)

1項 この条例において、「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収容委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2項 この条例(次条第3項及び第8章を除く。)において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3項 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員(都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(イ) 第3条 (実施機関等の責務)

1項 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2項 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(ウ) 第10条 (利用及び提供の制限)

(1項は省略)

2項 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供 (以下「目的外提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1号 本人の同意があるとき。

(2号以下は省略)

3項 実施機関は、目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

イ 個人情報の保護に関する法律施行条例附則

(ア) 第1条 (施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(イ) 第2条 (東京都個人情報の保護に関する条例等の廃止)

次に掲げる条例は、廃止する。

1号 東京都個人情報の保護に関する条例 (平成2年東京都条例第113号)

(ウ) 第3条 (経過措置)

この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下単に「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た個人情報（旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

### 3 争点

- (1) 本件警察官らの原告らに対する事情聴取等の内容ないし態様につき、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法があるといえるか。
- (2) ■■■■■警部補が訴外男性に原告個人情報を提供したことにつき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか。
- (3) 原告らの損害の有無及びその数額

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件警察官らの原告らに対する事情聴取等の内容ないし態様につき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか）について

（原告らの主張）

ア 原告らは、本件トラブルに関して本件警察官らから事情聴取等を受けた際に、本件警察官から以下の取扱いを受けた。

（ア）本件警察官らは、本件公園に臨場した際、訴外男性が原告らに対して「外人は帰れ。」、「外人は生きている価値がない。」、「税金の無駄遣い。」などの原告らに対する差別的・侮辱的な言動をしていたのを何ら咎めようとせず、かえって、■■■■■警部補においては、原告子に対し、「お前」などと呼びかけた上、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言し、さらに、原告子が訴外子を蹴ったものと決めつけ、原告子を睨みつけながら、「どうせお



前が蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなことになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないのか」などと強い口調で述べた。

5 (イ) 本件警察官らは、本件公園に臨場した際、訴外男性に対して現場説明の機会を与える一方で、原告らに対しては現場説明の機会を与えず、また、訴外男性の説明内容が実現不可能なものであったにもかかわらず、原告子に、訴外男性が説明した原告子の行為を再現させなかった。

10 (ウ) 警部補及び 巡査部長は、①原告母において、帰宅したい旨を求めたにもかかわらず、原告らを 警察署に連行し、②原告母の同意なく原告らの写真撮影をし、③訴外男性の説明が正しいという前提のもと、最大で5名の警察官で原告らを取り囲んだ状態で、原告母の母語である 語の通訳の要否を確認することなく英語での電話通訳により事情聴取を実施して訴外男性の言い分を認めるよう迫り、④当時3歳であった原告子に対して原告母の了解なく単独で事情聴取をするなどした。

15 (エ) 警部補及び 巡査部長は、 警察署における事情聴取に際して、原告らが要望したにもかかわらず、食事の機会を与えず、トイレやオムツ交換も許さないなど原告らに身体的苦痛を与え、健康状態にも配慮をしなかった。

20 (オ) 本件警察官らは、本件トラブルが幼児同士の喧嘩という軽微な事柄に端を発するものであり、また、原告母が複数回帰宅を希望していたにもかかわらずこれを許さず、本件公園及び 警察署において、約4時間30分もの長時間にわたって原告らの事情聴取を継続した。

25 (イア) 本件警察官らによる上記アの一連の所為は、原告らの意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為であり、任意処分の限界を超えた令状なき強制処分に当たる。しかして、本件警察官らは、令状なくして強制処分をしてはならないという職務上の法的義務を負っていたから、本件警察官らによる上記アの一連の所為は、上記の職

務義務に違反するものであって、国賠法1条1項の適用上違法である。

5 (イ) 本件警察官らによる上記アの一連の所為が任意処分の範囲にとどまる  
としても、当該各所為は、必要性、緊急性などを考慮した具体的状況のも  
とで相当と認められる限度を逸脱するものである。しかして、本件警察官  
らには、具体的状況のもとで相当と認められる限度を超える取調べ等をして  
はならないという職務上の法的義務を負っていたから、本件警察官らによ  
る上記アの一連の所為は、上記の職務義務に違反するものであって、国賠  
法1条1項の適用上違法である。

10 (ウ) 本件警察官らは、憲法14条や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、公権  
力の行使に際して人種差別行為を行ってはならないという職務義務を負  
っていた。しかして、本件警察官らの原告らに対する前記アの一連の対応  
は、いずれも原告らに対する人種差別にほかならず、上記の職務義務に違  
反するものであって、国賠法1条1項の適用上違法である。

(被告の主張)

15 ア (原告らの主張) アについて

(ア) (原告らの主張) ア(ア)について

20 訴外男性が、本件公園において、原告らに対し、「外人は帰れ。」「外人  
は生きている価値がない。」「税金の無駄遣い。」などと発言していたこと  
は認め、その余は否認ないし争う。■巡査長は、本件公園において、訴  
外男性の上記の発言に対して、かかる発言を控えるよう注意していた。ま  
た、■警部補は、原告子に対し、「少しも日本語話せないの？」などと  
尋ねたことはあったが、原告らが主張するような発言や対応はしていない。

(イ) (原告らの主張) ア(イ)について

25 本件警察官らが、本件公園において、訴外男性から現場説明を受けたこ  
と、原告らに対して現場説明をさせなかったこと、原告子に対して訴外男  
性が説明した原告子の行為を再現させなかったことは認め、その余は否認

ないし争う。本件警察官らは、本件公園において、原告らから事情を聴いたものの、原告母においては、分からないなどと答えるのみであり、原告子も日本語を解しなかったことから、かかる状況下で原告らに具体的な現場説明を求めたり、原告子の行為を再現させることは困難と判断したものである。

(ウ) (原告らの主張) ア(ウ)について

警部補及び巡査部長が、警察署において原告らの写真撮影をしたこと、原告母を立ち会わせない状態で原告子の事情聴取を行ったこと、原告母の母語である語の通訳の要否を確認せず、原告らに対し通訳員の英語による電話通訳を介して事情聴取をしたことは認め、その余は否認ないし争う。原告らの写真撮影及び英語による通訳は、いずれも原告母の承諾を得た上で行ったものであり、原告母から母語である語での通訳を求められたことはなく、英語通訳を介した原告母との意思疎通に支障は生じていなかった。また、原告らの事情聴取に際して補導室に入室した警察官は最大でも2名であり、5名もの警察官が原告らを取り囲んで事情聴取をするといったことや、本件警察官らが訴外男性の言い分が正しいという前提で原告らの事情聴取を行ったことはなく、ましてや、原告らに対して訴外男性の言い分を認めさせようとしたことはない。警部補は、原告母を離席させて原告子から事情を聴いたが、これは、原告母から事情聴取をしても原告子と訴外子との間のトラブルの状況が明らかにならず、トラブルの当事者である原告子から事情聴取をしようとする原告母が原告子の発言を制止しようとするなどしたことから、原告子に対して単独で事情聴取をする必要があるものと判断し、原告母の了解を得た上で実施したものであるし、聴取の態様も極めて短時間かつ簡易なものであった。

(エ) (原告らの主張) ア(エ)について

否認ないし争う。原告らが、[redacted]警察署において、食事、トイレあるいは原告子のオムツ交換について原告母から要望されたことはなく、[redacted]警部補及び[redacted]巡査部長においてこれを制限したということもない。

(オ) (原告らの主張) ア(オ)について

本件警察官らによる原告らに対する事情聴取の時間が結果として約4時間30分にわたったことは認め、その余は否認ないし争う。訴外男性の訴えは、訴外子が本件滑り台の上部において原告子に胸付近を蹴られたというものであり、場合によっては訴外子が本件滑り台から転落して大怪我をするおそれも十分にあった事案であったから、警察の関与を要しない軽微な事件であるとはいえない。また、本件警察官らは、原告母の同意を得た上で事情聴取を継続していたものであって、事情聴取の応諾を原告らに強制したことはない。

イ (原告らの主張) イについて

争う。上記アのとおり、本件警察官らの原告らに対する対応に、原告らが主張するような法的な職務義務違反はなく、国賠法1条1項の適用上違法とされることはない。

(2) 争点(2) [redacted]が訴外男性に原告個人情報を提供したことにつき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について

(原告らの主張)

[redacted]警部補は、原告母が明確に拒否していたにもかかわらず、原告個人情報を訴外男性に提供した。

[redacted]警部補の上記の所為は、①都条例3条2項が規定する、実施機関である警視總監の職員である警視庁の警察官において、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないという職務義務、②都条例10条2項が規定する、警察官において、除外事由なく個人情報を取り扱う事務の目的を超えて保有個人情報を当該実施機関以外の者に提供して

はならないという職務義務、③都条例10条3項が規定する、警察官において、保有個人情報を目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないという職務義務にいずれも違背し、訴外男性に対して原告個人情報を必要とする目的や目的外の情報使用を行わないことを誓約する旨を記載した書面を提出させることなく、また、片面的な情報の提供となることについて具体的に原告母の同意を得ないまま、原告個人情報を訴外男性に提供したものであるから、国賠法1条1項の適用上違法である。

(被告の主張)

警部補が原告個人情報を訴外男性に提供したことは認め、その余は否認ないし争う。以下のとおり、警部補の上記の所為に原告らの主張する職務義務違反はない。

ア 都条例3条2項に係る職務義務について

訴外男性は、本件公園において民事裁判で原告らを訴える旨を述べていたことから、巡査部長は、通訳員を介し、原告母に対し、“Is it all right for police to give your contact information to the other party?”と尋ねた。これに対し、原告母は、その目的を尋ねたことから、巡査部長は、通訳員を解し、原告母に対し、“Maybe the other party wants to sue you about this matter.”などと説明したところ、原告母は、“OK. Yes sir.”と答え、原告個人情報を訴外男性に提供することを了承した。上記の経過を踏まえ、警部補は、民事訴訟において本件紛争が円満に解決されることを企図して、警察法2条1項に基づく職務行為の一環として、訴外男性に原告個人情報を提供したものであるから、原告らの連絡先についてみだりに他人に知らせ、あるいは、警部補において不当な目的で原告らの連絡先を使用したとはいえない。

イ 都条例10条2項に係る職務義務について

警部補による訴外男性に対する原告個人情報の提供は、原告母の承諾があった上に、原告らと訴外男性との間の紛争につき、真相を究明し、平穩に解決し、今後刑事事件に発展しないようにするために、原告らの住所及び氏名等を含む必要な情報を収集した上で、必要な措置を講ずるという警察法2条1項の責務を果たす目的で行われたものであるから、目的外提供には当たらず、少なくとも都条例10条2項1号所定の「本人の同意があるとき」に該当する。

ウ 都条例10条3項に係る職務義務について

上記イのとおり、警部補による訴外男性に対する原告個人情報の提供は、警察法2条1項の責務を果たす目的で行われたものであるから、保有個人情報の目的外提供には当たらない。また、警部補は、訴外男性に原告個人情報を提供する際、訴外男性に対し、民事訴訟以外の目的で使用することは厳に慎むよう注意していた。

(3) 争点(3) (原告らの損害の有無及びその数額) について

(原告らの主張)

原告らは、それぞれ本件警察官らの違法行為により、以下のとおり精神的苦痛を被った。なお、国賠法6条は相互保証主義を採用するところ、原告母の国籍国であるは相互の保証が認められている。

ア 原告母について

(ア) 本件警察官らは、にルーツを有し、同国の国籍を有する原告母に対する差別意識をもって、原告母に対して前記(1)及び(2)の(原告らの主張)のとおり違法行為に及んだ。また、警部補においては、原告母の同意なく、原告個人情報を訴外男性に提供し、その結果、訴外男性は、SNSを通じ、原告らの写真をインターネット上に無断で掲載した上、訴外子が原告らに殺されかけた旨、原告らは生活保護を不正受給している旨の事実と反する内容の投稿を行うほか、国や地方自治体の関係機関等に

架電して、原告らに関する真実でない事実を吹聴するなどした。このように、原告母は、本件警察官らによる違法行為により甚大な精神的苦痛を被ったものであり、その損害を慰謝するために必要な慰謝料の額は200万円を下らない。

8 (イ) 原告母は、上記の損害の賠償を求める填補のために弁護士に訴訟委任をすることを余儀なくされたものであって、これにより原告母に生じた損害（弁護士費用相当額）は20万円を下らない。

イ 原告子について。

10 (ア) 本件警察官らは、                    にルーツを有する原告子に対する差別意識をもって、原告子に対して前記(1)及び(2)の（原告らの主張）のとおり  
15 の違法行為に及んだ。原告子は、本件警察官らによる事情聴取を受けた以降、不眠の症状を訴え、また、成人男性や警官の制服を怖がる素振りを見せるようになり、制服姿の男性を見ると急に動揺して呼吸を乱すようになり、令和3年9月2日に心的外傷後ストレス障害の疑いとの診断を受けた。このように、本件警察官らによる違法行為により原告子は甚大な精神的苦痛を被ったものであり、その損害を慰謝するために必要な慰謝料の額は200万円を下らない。

20 (イ) 原告子は、上記の損害の賠償を求めるために弁護士に訴訟委任をすることを余儀なくされたものであって、これにより原告子に生じた損害（弁護士費用相当額）は20万円を下らない。

(被告の主張)

                    について国賠法6条所定の相互の保証が認められていることは認め、その余はいずれも否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 25 1 認定事実

前記第2の2の前提事実並びに後掲の各証拠（証拠番号に枝番号を含む場合、

特に枝番号を掲記しないときは全ての枝番号を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、他に以下の認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

(1) 原告らの来歴等

原告母は、昭和49年(1978年)8月に[ ]で出生し、同国においてキャビンクルーの仕事をしていたが、平成23年に来日し、同年4月30日、[ ]と[ ]の方式で婚姻し、日本人の配偶者等の在留資格で日本に滞在するようになった。その後、原告母と[ ]との間には、[ ](平成[ ]年[ ]月生・長男。以下単に「長男」という。)と原告子(長女)が出生した(甲1、証人[ ]書[5]、原告母本人調書[16、17]、弁論の全趣旨)。

原告母は、来日後、[ ]市の公立小学校で英語教師として就労していたが、遅くとも令和2年7月頃、配偶者である[ ]から家庭内暴力を受けているとして、長男及び原告子とともに[ ]と別居して東京都[ ]区に移転し、[ ]区福祉事務所長から、[ ]区母子及び女性緊急一時保護事業実施要綱に基づく緊急一時保護対象者として同区内の指定施設への入所を可とする決定を受けるなどしたが、遅くとも令和3年3月頃には東京都[ ]区に母子3人で居住するようになり、その後、肩書住所地に転居した(甲1、2、弁論の全趣旨)。

(2) 本件トラブルの発生経緯等

原告母は、令和3年6月1日午前11時30分頃、原告子を本件公園に連れていき、公園内で遊ばせていたが、同日午後1時頃、突然、本件滑り台で遊んでいた原告子が自身の子(訴外子)を蹴ったなどとして、訴外男性が、原告子を怒鳴りつけ、原告母に詰め寄ってきた(本件トラブル)。原告母は、日本語に精通せず、訴外男性が怒鳴っている内容は必ずしも理解できなかったが、原告母と訴外男性との間で本件トラブルが発生していることに気付いた[ ]が訴外男性と原告母の間に入り、原告母とは英語でやり取りを行うことになった。



その際、訴外男性は、原告らに対し、「外人は帰れ。」「外人は生きている価値がない。」「税金の無駄遣い」などの暴言を繰り返し発し、同日午後1時15分頃、自ら110番通報を行った。(甲11、証人■■■■調書〔2〕、弁論の全趣旨)

(3) ■■■■ 巡査長及び■■■■ 巡査長による事情聴取の経過等

■■■■ 巡査長及び■■■■ 巡査長は、訴外男性からの110番通報に応じ、勤務していた■■■■ 交番から現場に向かい、令和3年6月1日午後1時27分頃、本件公園に到着した。

■■■■ 巡査長及び■■■■ 巡査長は、本件公園内において、本件トラブルの当事者である訴外男性と原告母から事情聴取をしようとしたが、訴外男性において、原告母を指さしながら、「あの女の在留カードを確認しろ」、「傷害だ」、「年収3000万円以下の人はごみだ、くずだ」などと大声を発しながら向かってこようとする威勢を示したことから、訴外男性と原告らとを離れさせ、原告母については■■■■ 巡査長が、訴外男性については■■■■ 巡査長が、それぞれ事情聴取を行うことにした。

■■■■ は、警察官らが本件公園に臨場したことから、いったん、原告らから離れたが、■■■■ 巡査長の事情聴取に対して原告母が無言で対応している様子を見て、■■■■ 巡査長が話す日本語を解していないものと考え、■■■■ 巡査長に対して通訳を申し出た。その後、■■■■ 巡査長は、原告母から在留カード等の提示を受けて人定の確認をした後、■■■■ による英語の通訳を介し、原告母から事情を聞いたが、原告母は、訴外男性が突然怒鳴ってきたがその理由は分からない旨、原告子が訴外子を蹴ったことはない旨などを説明した。なお、原告母は、上記の事情聴取の際に■■■■ 区役所の職員で原告らのケースワーカーをしているという■■■■ という人物(以下単に■■■■ という。)と通話をしており、原告母から電話を替わってもらった■■■■ 巡査長は、■■■■ に対し、まだ事情は分からないが、必要があれば連絡する旨を伝えた。

他方で、訴外男性は、上記の事情聴取に際し、■■■■ に突き飛ばされたなどと

訴えるとともに、原告らに向かって、なおも、「なんで[ ]区のやつが[ ]区に  
いるんだ」、「なんでこんな外人を日本に入れるんだ」、「年収3000万円以下  
の人はごみだ、くずだ」などと大声を出しながら原告らの方へ近づこうとした  
ことから、[ ]巡査長において、訴外男性を制止し、[ ]巡査長と二人で訴外  
男性に対して乱暴な言動は控えるよう告げた。

(以上につき、甲11、乙10、証人[ ]調書〔1ないし4〕、証人[ ]調書  
〔2ないし4〕)

(4) [ ]警部補及び[ ]巡査部長による本件公園における事情聴取の経緯等

ア [ ]警察署の生活安全課で少年事件等を担当していた[ ]部補は、子  
供同士のけんか口論が発生しているという110番があった旨の通報に触  
れ、令和3年6月1日午後1時45分頃、部下の[ ]巡査部長とともに本件  
公園に赴いた。

[ ]部補及び[ ]巡査部長は、先行していた[ ]巡査長から、原告母  
の人定事項のほか、詳細は不明であるが原告子と訴外子との間のトラブルに  
端を発し、原告母と訴外男性とがトラブルになっているようである旨、原告  
母は10年ほど日本人の配偶者等の在留資格で日本に在留しているが、原告  
子らともども日本語は解さないようである旨などを報告した。そのため、[ ]  
部補は、原告らに対し、日本語を解するかを日本語で尋ねたが、原告  
らは黙ったままであった。

(以上につき、乙10ないし12、証人[ ]調書〔1、5〕、証人[ ]調  
書〔1〕、証人[ ]調書〔5、7〕、弁論の全趣旨)

イ しかして、そのような中、訴外男性が、再度、原告らに対して前記(3)と同  
様の暴言を繰り返し始めて近づいてきたことから、[ ]警部補と[ ]巡査  
部長は、原告らと訴外男性とを離し、[ ]部補が訴外男性から、[ ]巡  
査部長が原告らから事情を聴くこととした。

[ ]巡査部長は、[ ]の通訳を介し、原告母から事情を聴いたところ、原

告母は、原告子は訴外子のことを蹴ったりしておらず、何もしていないのに本件滑り台から下りた際に訴外男性から怒鳴られて追い掛けられた旨、  
在住の親戚と電話で話をしていたため、原告子が本件滑り台で遊んでいた時の様子は見ていなかった旨を説明した。

他方、警部補は、訴外男性から事情聴取を聞いたが、訴外男性は、本件滑り台を指し示しながら、訴外子が本件滑り台の階段を上っていたところ、原告子が、本件滑り台の滑り面側から本件滑り台に上り、上部の踊り場に設置されたアーチ状の部分にぶら下がったまま、足を突き出すようにして訴外子を蹴った旨、その後、訴外男性が、原告子を注意しようとしたところ原告子が逃げていったので、これを追い掛け、原告母が原告子を連れて更に逃げたので、追い掛けたところトラブルになった旨を説明した。なお、警部補は、訴外男性から原告らを相手に民事訴訟を提起したいなどと告げられたことから、民事訴訟に警察は関与しない旨を説明した。

(以上につき、甲11、18、乙3、11、12、証人調書〔4、5〕、証人調書〔2、3〕、証人調書〔2、3、19、21、22〕)  
警部補は、巡査部長から、原告母に対する事情聴取の結果について報告を受けるとともに、本件公園に設置されていた防犯カメラの映像の確認や本件公園に隣接する図書館の警備員から事情を聴いたが、本件トラブルについて新たな事実は判明しなかった。また、巡査長及び巡査長は、本件公園内で本件トラブルの目撃者を探索したが、目撃者の発見には至らなかった。

なお、警部補は、原告らに対して本件滑り台を用いてトラブル発生時の状況に関する説明を求めたり、原告子に対して訴外男性が説明するような態様で訴外子を蹴ったかどうかを再現させることはしなかった。

(以上につき、乙10ないし12、証人調書〔3、4〕、証人調書〔3、4、18〕、証人調書〔8〕)

(5) ■■■■■警部補による■■■■■警察署における原告らの事情聴取の経過等

ア ■■■■■警部補及び■■■■■巡査部長は、訴外男性が説明する本件トラブルの経過に照らし、原告らから詳しい事情を聴取する必要があるものと考え、令和3年6月1日午後3時頃、■■■■■による英語通訳を介し、原告らに対し、警察署まで同行してもらいたい旨を求めた。これに対し、原告母は、障害を持っている長男がいるので一度帰宅したいなどと申し出たものの、最終的には、■■■■■警部補らの求めに応じ■■■■■とともに■■■■■警察署に向かうことになった。(甲11、乙11、12、証人■■■■■調書〔5〕、証人■■■■■調書〔4〕、証人■■■■■調書〔7〕)

イ 原告らは、■■■■■警察署に到着後、署内に設置されていた自動販売機で飲み物を購入し、その後、同日午後3時45分頃から午後4時05分頃までの間、本件補導室で■■■■■警部補から事情を聴かれた。なお、本件補導室は、同警察署の生活安全課の事務室に併設された間口210センチメートル、奥行き250センチメートル程度の広さの小部屋であった。

■■■■■警部補は、本件補導室の出入口側に座り、原告らを奥側に座らせた後、原告母に対し、“English、OK?”などと質問したところ、原告母が“OK.”などと応答したことから、原告母の母語である■■■■■語の通訳の要否は特に確認することなく、所持のスマートフォンで■■■■■通訳員を呼び出して英語通訳を要請し、スマートフォンのスピーカー機能を使って電話越しに通訳が行われることになった。

なお、■■■■■は、訴外男性を突き飛ばしたかどうかに関し、同警察署で事情を聴かれた。

(以上につき、甲11、38、乙1、乙11、証人■■■■■調書〔6、15〕、  
弁論の全趣旨)

ウ ■■■■■警部補は、事情聴取に当たり、まず、原告らに対し、本件滑り台の上で何が起きたのか尋ねたところ、原告母は、何が起きたのか分からないが、



原告子は訴外子のことを蹴ってなどいないし、原告子から目を離してもいないなどと説明した。[redacted]部補は、事案の解明のためには原告子から直接話を聞く必要があると考え、原告らに対し、原告子と二人で話を聞きたい旨を伝えたところ、原告母は、これを了承して本件補導室から退出した。(乙1

エ [redacted]部補は、本件補導室に残った原告子に対し、本件滑り台に上ったかと尋ねたところ、原告子は、上ったと答えたことから、続いて他の子を蹴ったことはあるか尋ねたところ、原告子は、蹴っていない、何もしていないなどと答えたが、それ以上の詳細な経過は判然としなかったことから、二、三分程度で原告子に対する事情聴取を切り上げ、同日午後4時05分頃、原告らの事情聴取を一時中断した。

なお、原告母は、本件補導室を退出している間、[redacted]と電話をしていた。また、上記の事情聴取が終わり、原告母が電話を終えて本件補導室に戻るまでの間、原告子は泣きだしたものの、原告母が本件補導室に戻ると泣き止んだ。

(以上につき、乙11、13、証人[redacted]調書〔6、7〕、証人[redacted]調書〔4、5〕)

(6) 原告らに対する写真撮影の実施経過

原告母は、令和3年6月1日午後4時23分頃、[redacted]に電話をし、同日午後4時35分頃までの約12分にわたって同人と通話した。

他方、[redacted]部補は、[redacted]巡査部長に対し、原告らの写真を撮影するよう指示し、[redacted]巡査部長は、原告母が上記の通話を終えて本件補導室に戻った頃合いで、原告らに対し、“I want to take your picture OK?”などと尋ねたところ、原告母は、“OK. Yes sir.”と返答したことから、原告らの写真を撮影した。その際、原告子は、カメラに向かっていわゆるピースサインをするなどし、原告母においても写真撮影を嫌がる様子にはなかった。

(以上につき、甲12〔2、3〕、乙6、11、12、証人■■■■調書〔17、18〕、証■■■■調書〔4、5、11ないし14〕)

(7) ■■■■ 巡査部長による ■■■■ 警察署における原告らの事情聴取の経過等

ア ■■■■ 巡査部長は、■■■■ 警部補から、原告らからあらためて本件トラブルの状況について事情を聴くよう命じられ、前記(6)の写真撮影を終えた後、令和3年6月1日午後5時05分頃から午後5時45分頃までの間、本件補導室において、■■■■ 警察署生活安全課の少年係の警察官を伴って原告らから事情聴取を行った。その際、■■■■ 巡査部長は、原告母に対して■■■■ 語の通訳の要否は確認せず、前記(5)の場合と同様に、スマートフォンで通訳センターに電話をして■■■■ 通訳員に英語通訳を要請し、同人を介して原告らに対する事情聴取を行った。

■■■■ 巡査部長は、原告らに対し、本件公園でどのような出来事があったのか、原告子が訴外子を蹴るということはあったのかを尋ねたが、原告母は、自分は原告子から目を離さなかった、原告子は訴外子を蹴っていないなどと答えた。■■■■ 巡査部長は、原告子に対し、本件滑り台の写真(乙3)を見せながら、本件滑り台上部の踊り場のアーチ状の部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか尋ねたところ、原告子はこれを肯定した。そこで更に、■■■■ 巡査部長は、身振り手振りを交えながら、ぶら下がって前後に両足を振ったかどうか尋ね、原告子において、“Yes, swing, swing.”などと答えたが、その際、原告母が、“No. No.”などと話して原告子の説明を遮ったことから、原告子から個別に事情聴取をする必要があると考えた。そのため、■■■■ 巡査部長は、原告母に対し、“I want to talk to your daughter alone.”などと言って、原告子から単独で話を聞くことについて承諾を求め、原告母がこれを承諾したことから、原告母に本件補導室から退出してもらった。■■■■ 巡査部長は、原告子に対し、再度、本件滑り台の写真(乙3)を示し、身振り手振りを交えながら、上記と同様の質問をしたところ、原告子は、再度、

“Yes、swing、swing.”などと答えた。なお、■■■■ 巡査部長が原告子に対して事情聴取をした時間は、5分ないし10分程度であった。

(以上につき、乙2、3、乙12、13、証人■■■■ 調書〔5ないし10〕、証人■■■■ 調書〔5ないし7〕)

5 イ ■■■■ 巡査部長は、上記の事情聴取の途中、原告母から、施設に預けている長男が帰宅するまでには自分も帰宅したい旨の申出を受けたことから、帰宅しても構わないが、その場合は後日改めて話を聞きたい旨を告げた。そうしたところ、■■■■ 巡査部長は、原告母から、あとどれくらい時間が掛かるのかを尋ねられ、さほど時間は掛からない旨を返答したところ、原告母から、それであれば聴取を続けてもよいなどと言われたことから、そのまま事情聴取  
10 を続行した。(乙2、乙12、13、証人■■■■ 調書〔5ないし10〕、証人■■■■ 調書〔5ないし7〕)

(8) 訴外男性への原告個人情報提供の経緯等

15 ア ■■■■ 巡査部長は、前記(7)アの原告子からの事情聴取により、おおむね事案が明らかになったと考え、事情聴取を終えようとしたが、その際、■■■■ 警部補から、本件公園に臨場していた際、訴外男性が民事訴訟を提起したいので原告らの連絡先を教えてもらいたい旨を述べていたとして、その可否を原告らに確認しておくよう指示された。■■■■ 巡査部長は、■■■■ 通訳員の電話による通訳を介し、原告らに対し、訴外男性が原告らを相手方として民事訴訟  
20 を行うために原告らの連絡先を知りたがっているようであるが、訴外男性に知らせてよいかを尋ねたところ、原告母はこれに同意し、令和3年6月1日午後5時45分頃、原告らに対する事情聴取を終了とした。なお、■■■■ 巡査部長は、訴外男性に知らせる原告らの連絡先の内容として、原告らの住所、氏名及び電話番号を想定していたが、その旨を原告らに明示していなかった。  
25 (乙2、12、13、証人■■■■ 調書〔5ないし10〕、証人■■■■ 調書〔5ないし7〕)

イ 原告らは、事情聴取を終えた後、同日午後6時25分頃、■■■■警察署を出て帰宅した。■■■■警部補は、同日午後7時頃、訴外男性から、電話で、民事訴訟の提起をするために原告らの連絡先を教えてもらいたい旨を要望されたことから、電話での回答はできない旨を伝えた上で、訴外男性の自宅で原告個人情報を提供することにした。その後、■■■■警部補は、訴外男性の自宅を訪問し、原告個人情報を教示したが、その際、民事裁判という目的以外での使用は厳に慎むよう告げた。(乙11、証人■■■■調書〔9、21〕、弁論の全趣旨)

## 2 事実認定の補足説明

### (1) 本件公園における■■■■警部補の原告子に対する発言について

前記1(4)アの認定に対し、原告らは、■■■■警部補において、本件公園に臨場するや、原告子に対し、「おまえ」などと呼びかけた上、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言し、さらに、原告子が訴外子を蹴ったものと決めつけて、「どうせおまえが蹴ったんだろう」、「おまえが蹴ったからこんなことになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないかねえのか」などと原告子を睨みつけながら強い口調で述べた旨を主張するので、以下検討する。

#### ア ■■■■供述の信用性について

原告らは、いずれも日本語に精通せず、本件公園における■■■■警部補の原告子に対する発言に関する原告らの上記の主張は、専ら■■■■の供述に依拠しているものと解されることから、まず、上記の場面に関する■■■■の供述の信用性について検討する。

(ア) ■■■■は、■■■■警部補においては、本件公園において、原告子に対し、見下したような激しい口調で「どうせおまえが蹴ったんだろう」、「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」、「おまえほんとに日本語喋れねえのか」などと激しい口調で言った旨を供述している(甲11、証人■■■■調書〔5、22〕)。しかして、証拠(甲1、2、証人■■■■調書〔1〕、



原告母本人調書〔2〕）及び弁論の全趣旨によれば、原告母は、令和3年6月1日当時は東京都〇〇区に居住していたが、同所での居住歴は浅く、〇〇とも同日に本件公園で会うまでは面識はなかったことが認められ、そうすると、〇〇は原告らとは特段の利害関係を有しない第三者であると認められ、かかる見地からすれば、〇〇の供述には一定の信用性の情況的担保があるといえる。

しかしながら、当時3歳の女兒であり、その容貌から外国に出自を有することが判別可能で、しかも、先行して本件公園に臨場していた〇〇巡査長らから原告らが日本語を解さないようである旨の報告を受けていたにもかかわらず（乙10ないし12、証人〇〇調書〔1、5〕、証人〇〇調書〔1〕、証人〇〇調書〔5、7〕）、〇〇警部補が、原告子に対して日本語を解するかを尋ねるに当たり、いきなり「おまえ」などと呼びつけたり、高圧的な態度で事情聴取に及んだというのは、いささか唐突であり、110番通報に応じて本件トラブルの発生原因について捜査の端緒を得ようとする段階にあった警察官の所為としては不自然といわざるを得ない。

また、〇〇は、〇〇警部補らが本件公園に臨場し、原告らとやり取りを始めた際に、原告子に対し、「どうせおまえが蹴ったんだろう、おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないかねえのか」ということを強い口調で言っていた旨を供述する（証人〇〇調書〔5〕）。しかして、証拠（乙10ないし12、証人〇〇調書〔1、5〕、証人〇〇調書〔1〕、証人〇〇調書〔5、7〕）及び弁論の全趣旨によれば、〇〇警部補と〇〇巡査部長は、本件公園に臨場し、まず、先行していた〇〇巡査長からそれまでの調査結果について報告を受けたが、その段階で本件トラブルの具体的な内容についてはいまだ判然としていなかったこと、〇〇警部補らは、原告らとやり取りをした後、訴外男性については〇〇警部補が、原告らについては〇〇

5  
10  
15  
20  
25  
巡査部長がそれぞれ事情聴取を別個に行ったことが認められ、原告らとのやり取りを開始した段階において、[ ]警部補らが、原告子が訴外子を蹴ったか否かが問題となっていることまで承知していたことを認めるに足りる的確な証拠はないのであって、その時点で、[ ]警部補が原告子に対し訴外子を蹴ったことを決めつけるような発言をしたというのは、上記の事実と合理的に整合しないものといえる（なお、[ ]の陳述書（甲11）における供述をみても、[ ]警部補から前示の発言がされた時点は必ずしも明瞭ではない。）。

さらに、[ ]は、[ ]警部補と原告子とのやり取りに関し、陳述書では、「私服警官のうちの1人（判決注・[ ]警部補）がAさん（判決注・原告母）の娘さん（判決注・原告子）に対して話しかけたときのことは、衝撃的でしたのでよく覚えています。この警察官も英語が話せないようでしたので、通訳をしようかという趣旨で『間に入りましょうか』と言いましたが、まるで私の存在がないかのように無視をされました。そして、この警察官は、娘さんを睨みつけるようにしながら、見下したようなとても激しい口調で『お前がどうせ蹴ったんだろう』、『お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが』、『お前ほんとに日本語喋れねえのか』などと言いました。」と供述しているが（甲11〔4〕）、証人尋問においては、前示のとおり、[ ]警部補において、原告子と特段のやり取りをすることもないまま、唐突に、原告子に対し「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと激しい口調で言った旨を供述している（証人[ ]調書〔5、22〕）。しかして、[ ]は、[ ]警部補の上記の発言がされた後に、同人に「やめたほうがいいんじゃないか」と告げて「間に入りましょうか」と話しかけた旨を供述する一方で（証人[ ]調書〔23〕）[ ]警部補が原告子に対して「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと申し向けたことと前示の「間に入りましょうか」という発言の先後は分からない旨の供述もして

いるのであって(証人[ ]調書〔22〕)、[ ]警部補が原告子に対して「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと申し向けたという重要な事実経過に関する[ ]の供述には変遷があるものといわざるを得ない。

さらに、[ ]は、原告子が、[ ]警部補から「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などと激しい口調で言われた際に、原告子においてその意味は理解できていなかったと思われるものの怯えていた旨を供述するが(証人[ ]調書〔23、24〕)、本件全証拠を子細に検討しても、原告子とともに[ ]警部補らから事情を聴かれ、かつ、原告子の様子を母親として一番に気にかけていたと解される原告母からは、日本語を解しないとしても、原告子が[ ]警部補から激しい口調でものを言われて怯えていた旨の供述は全くされておらず、かえって、証拠(乙6の2ないし4)によれば、前記1(6)のとおり、[ ]警察署に移動した後に写真撮影を受けた際も、原告子は撮影を拒否することもなく、むしろ、カメラに向かっていわゆるピースサインをするなど、緊張や怯えの感情を有していなかったことが認められるのであって、このような原告子の対応は、[ ]の前示の供述とは合理的に整合しないものと解される。

加えて、証拠(甲11〔2、3〕、証人[ ]調書〔2、4、8〕)及び弁論の全趣旨によれば、[ ]は、訴外男性に対する暴行の参考人として[ ]警察署において事情聴取を受けたこと、[ ]は、訴外男性の数々の暴言を目の当たりにし、他方で、本件警察官らについては、訴外男性に対して迎合的な態度を取っているという印象を有していたことが認められ、これらの事実を踏まえると、[ ]においては、訴外男性の発言や態度が強く印象に残り、訴外男性の発言ないし行動と[ ]の発言ないし行動とが混在することで記憶の変容が生じた可能性も否定し難いところである。

(イ) 他方で、[ ]警部補は、本件公園に臨場した際、先着していた[ ]巡査長から原告らが日本語に精通していない旨の報告を受けたことを踏ま

え、原告らに対して「日本語しゃべれない？」あるいは「日本語話せる？」  
などと話しかけたことはあったが、「おまえほんとに日本語しゃべれねえ  
のか」とか「おまえがどうせ蹴ったんだろう」などといった粗暴な口調で  
尋ねたことはない旨を供述しているところ(乙11、証人■■■■調書〔5〕)、  
その供述は、本件訴訟の経過を通じて変遷はなく一貫しており、その供述  
経過にも特段不自然な点は見出せない。また、■■■■巡査長は、■■■■警部  
補において、原告らに「日本語話せないの？」などと話しかけたが原告ら  
は無言であった旨、ベビーカーに乗った原告子に対し、しゃがんで視線を  
合わせながら、日本語分かる？と聞いていたが、原告子は無言であった旨  
を供述しており(証人■■■■調書〔5、7〕)、原告子に対する日本語能力の  
確認の経過及び態様に関して、■■■■警部補と一致した供述をしている。

(ウ) 以上によれば、■■■■の供述については、本件訴訟とは直接の利害関係を  
有しない第三者の供述であることに照らし、その信用性の有無については  
慎重な判断を要するものであることを十分考慮したとしても、その供述内  
容の合理性、供述の一貫性の有無等に関する前示の検討を踏まえれば、■■■■  
警部補及び■■■■巡査長の供述を上回る信用性があるとまでは認め難  
く、■■■■の供述のうち頭書の部分は容易に採用することはできず、他に本  
件全証拠を子細に見ても、■■■■の上記供述に係る発言が■■■■警部補から  
発せられたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

#### イ 小括

以上の検討を踏まえて関係証拠を総合すれば、■■■■警部補が本件公園に  
臨場した際、原告らが日本語を解するかどうかを確認したことが認められ、  
その際、原告子において日本語を解さない旨の発言をした可能性は否定でき  
ないとしても、これを超えて、■■■■警部補において、原告子に対し、「本当  
に日本語しゃべれねえのか」、「どうせお前が蹴ったんだろ」、「お前が蹴った  
からこんなことになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃない

のか」などと原告子を睨みつけながら強い口調で述べたとの事実を認めることは困難といわざるを得ない。したがって、原告らの頭書の主張は採用することができない。

(2) 本件公園における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について

前記1(3)及び(4)の認定に対し、原告らは、本件公園において、本件警察官らは訴外男性の暴言を咎めず、原告らに現場説明をさせなかった旨を主張するので、以下検討する。

この点、原告母は、本件公園において、本件警察官らから事情聴取を受けた際、          警部補は、原告子の説明を遮り、同人の手を叩きながら下の方に押しやり、          警察署まで来るように告げて、帰宅したい旨を要望したものの許されなかった旨を供述している(原告母本人調書[4、5、24、25])。しかしながら、原告らの通訳をするために原告らの側にいた          においても、原告子が          警部補を始めとした本件警察官らに対して積極的に説明をしようとしていた旨や原告子の説明を本件警察官らが遮ったり、ましてや、          警部補において原告子の手を叩いて下に押しやるなどといった所為があった旨の供述はしていない。加えて、前記(1)ア(ア)において認定し説示したとおり、原告母も、本件公園において、原告子が怯えていた旨の供述等は一切しておらず、かえって、原告子においては、          警察署において写真撮影をした際もカメラに向かっていわゆるピースサインするなどしており、本件警察官らに対して緊張や怯えの感情を抱いていたとまでは認め難い。他方で、          巡査長は、原告らに対して暴言を発し続ける訴外男性について、          巡査長と二人で原告らから引き離し、暴言を控えるよう告げた旨を一貫して供述しているところであって、かかる供述は、原告らに対し暴言を発し続けつつも、警察官の到着後は原告らと訴外男性との間でもみ合い等の直接的な接触がなかったという事実経過とも合理的に整合するところである。

以上によれば、原告母の上記供述から直ちに原告らの主張に係る事実を認め

ることは困難であり、他に本件全証拠を子細にみても当該事実を認めるに足りる確な証拠はない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) ■■■警察署における事情聴取の経過に関する本件警察官らの対応について

前記1(4)ないし(7)の認定に対し、原告らは、①帰宅したい旨を求めたにもかかわらず、■■■警察署に連行された旨、②承諾なくその容姿を写真撮影された旨、③本件補導室において、■■■警部補を含む5名の警察官に取り囲まれ、原告子において誰も蹴っていない旨を説明していたにもかかわらず、原告らに対し、原告子が訴外子を蹴ったことを認めるよう迫った旨、④原告母の承諾なく原告子につき単独で事情聴取をした旨、⑤原告母が要望したにもかかわらず、食事の機会やトイレ及びオムツ交換の機会を付与しなかった旨を主張するので(以下、上記の項番ごとに「原告らの主張①」のように表記する。)、以下、個別に検討する。

ア 原告らの主張①について

原告母は、本件警察官らに対し、帰宅したい旨を告げたにもかかわらず、一緒に警察に行きましょうと誘導され、断ることができるとも知らずに、悩みながらも■■■警察署に同行した旨を供述している(原告母本人調書〔5、6〕)。他方で、■■■警部補は、原告らに対し、■■■警察署への同行を求め、原告らがこれを承諾した旨を供述しており(証人■■■調書〔5〕)、また、ともに■■■警察署に同行した■■■も、原告母において帰宅を希望した旨を供述するものの(証人■■■調書〔7〕)、原告母が同行を拒否していた旨は供述していない。加えて、原告母の前示の供述も、■■■警察署への同行をやむを得ないものとして承諾した旨を述べるものともいえる。以上によれば、原告らにおいて、積極的に■■■警察署への同行に同意したとか、これに協力したとまではいえないまでも、■■■警部補らが、原告らが明確に拒絶しているにもかかわらず、強制的に原告らを■■■警察署に連行したとまでは認められ

ない。したがって、原告らの主張①は採用することができない。

イ 原告らの主張②について

原告母は、■■■■警察署において、承諾なく写真撮影されたものであり、記録のために撮影するという説明に納得して撮影に応じたということはない旨を供述する（原告母本人調書〔11〕）。しかし、■■■■巡査部長は、原告らについて写真撮影をしておくよう■■■■警部補から指示され、身振り手振りを織り交ぜながら、原告母に対し、“I want to take your picture OK?”と告げたところ、原告が「オーケー」、「イエス、サー」と返答したことから写真撮影を行ったものであり、その際、原告らがこれを拒否する様子はなかった旨を供述しているところ（証人■■■■調書〔5〕）、証拠（乙6）によれば、原告らは、いずれも撮影されていることを認識しながら写真撮影に応じており、殊に、原告子はカメラに向かっていわゆるピースサインして撮影に応じていたことが認められるのであって、これらの事実は、原告母が積極的に写真撮影に応じたものではないとしても、殊更にこれを拒んだものではないという■■■■巡査部長の供述と整合するものといえ、他に本件全証拠を仔細に検討しても、原告母が写真撮影に対して積極的に異議を留めていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。以上によれば、原告らにおいて写真撮影を承諾していなかった旨の原告母の供述は容易に措信し難く、原告らの主張②は採用することができない。

ウ 原告らの主張③ないし⑤について

(ア) 原告母は、本件補導室において事情聴取を受けた際、■■■■警部補を含む5名の警察官に取り囲まれた旨、原告子が、■■■■警部補に対し、“I did not kick anyone.”と言っていたにもかかわらず、原告母に対し、原告子が訴外子を蹴った事実を原告子に認めさせるよう迫った旨、事情聴取の途中で、■■■■警部補から、乱暴な口調で原告子を残して本件補導室から出るよう求められて同室から追い出され、承諾のないまま12分以上にわた

6  
10  
15  
20  
25  
って原告子だけで事情聴取が実施された旨、本件補導室から出ている時間帯（12分間）に■■■■に電話をして助けを求めた旨、■■■■警部補から、“I believe him（判決注：訴外男性を意味する。）. He（判決注：同前）is right.” などと言われた旨、■■■■警部補に対し、原告子が昼食を食べていない旨やオムツを交換する必要がある旨を求めたが全て無視された旨を供述している（原告母本人調書〔6ないし10〕）。

そこで、原告母の上記供述の信用性について検討するに、まず、人種や国籍を問わず、複数の警察官らが聴取対象者を取り囲み、聴取対象者に不利益な事実を認めるよう迫るような態様で事情聴取をすれば、実体的真実の判明からは遠ざかり、また、聴取対象者の供述の信用性が低下する事態となることは容易に想定されるところ、■■■■警部補らにおいて、かかる事態が想定し得るにもかかわらず、なおも上記のような態様で事情聴取を行うに至った動機や必要性が存したことを認めるに足りる的確な証拠は見出せない。

また、原告母は、5名の警察官に取り囲まれていた時間につき、恐怖のあまり時間の感覚がなくなり、どの程度の時間取り囲まれていたかにつき正確な記憶がなく、また、原告子に対する単独聴取の際も涙で物が見えず、原告子を取り囲んでいた警察官のうちの誰が原告子に対して質問をしていたかも覚えていない旨を供述するなど（原告母本人〔27、30〕）、全体として、事情聴取の状況に関する原告母の供述にはあいまいな部分が残るところである。

加えて、証拠（甲4の2、乙1、2）によれば、■■■■警察署における事情聴取は午後3時45分頃から午後4時05分頃までの間、午後5時05分頃から午後5時45分頃までの間の2回に分けて行われたこと、原告母が■■■■に対して電話を掛けたのは午後4時23分頃からの12分間であったことが認められる（なお、原告らは、通訳要請受理簿（乙1）の記載



のうち1回目の事情聴取の時間につき午後3時45分頃から午後4時05分頃までと記載されている部分は信用することができない旨を主張するが、当該文書は、**■**通訳員が通常業務の過程で作成するものであり、その中でも事情聴取の実施時間という客観的事実については機械的に記入されるものと認められ（弁論の全趣旨）、他に本件全証拠を子細に検討しても、当該文書の記載に関して殊更に誤謬が入り込んだことをうかがわせる事情も見当たらないから、原告らの上記主張は採用することができない。）。そうすると、1回目の事情聴取の際に原告子のみが本件補導室に残った時間帯（原告母が本件補導室から退出していた時間帯）に原告母が**■**に架電をしたとは認められず、その通話時間である約12分に原告子が単独で事情聴取を受けていた旨の原告母の供述部分は客観的事実に反するものと認められる。この点、**■**は、午後4時23分頃から原告母と電話をした際、原告子だけが連れていかれ、一人で話を聞かれている、パニックになって原告子を一人にすることを拒絶できなかったなどと伝えてきた旨、当該電話越しに男性の声で「電話かけてるの分かってるよー、別々に話聞かないと。」などと聞こえてきた旨、同じ日の夕方頃、**■**警部補から、電話で、原告子が訴外子を蹴ったと聞いているのであれば、原告母を説得してもらいたいなどと言われた旨を供述しており（甲10）、これは原告母の前記の供述と整合するものといえるが、**■**警部補は、**■**に対し、本件滑り台上で原告子が訴外子を蹴ったと認めるよう原告母に説得してほしいなどと言った事実はない旨を一貫して供述している上（証人**■**調書〔7〕）、**■**の上記の供述は、原告ら代理人の質問に回答するという形式の原告ら代理人作成に係る供述録取書であり、被告の反対尋問等による正確性の吟味、検証を経たものではないことも併せれば、**■**の上記の供述をもって原告母と**■**との通話がされた時間帯に原告子が単独で事情聴取を受けていたと認めることは困難といわざるを得な

い。

さらに、前記1(5)ないし(7)のとおり、原告らは、          警察署に到着後に自動販売機で飲料を買っており、また、原告母は、事情聴取の途中で          と所持の携帯電話で通話をするなどしていたことが認められるのであって、このことは、原告母の前示の供述とは合理的に整合しないものといわざるを得ない。

(イ) 一方で、          警部補は、1回目の事情聴取につき、聴取は自分一人で行った旨、原告子に個別に話を聞きたいなどと伝えたところ、原告母はこれを承諾して本件補導室から退出した旨、原告子の説明によっても実情が判然としなかったことから、原告子に対する事情聴取は2、3分程度で切り上げた旨を供述するところ(乙11、証人          調書〔5ないし7〕)、          通訳員もこれと同趣旨の供述をしているほか(乙13、証人          調書〔2ないし5〕)、          通訳人作成の通訳要請受理簿(乙1)にも、原告母はずっと原告子のことを見ていたが、原告子は蹴っていない旨の原告母の供述が覚書として記載されていることが認められる。また、          巡査部長は、2回目の事情聴取につき、自身ともう一人の少年係の警察官の2名で実施した旨、原告母は、本件公園で原告子から目を離したことはなく、原告子が訴外子を蹴ったという事実もないと説明した旨、一方で、原告母の承諾を得て原告子のみ事情聴取をし、本件滑り台の上のアーチ部分を握っていたかどうかを尋ねたのに対し、原告子は、“Yes、swing、swing.” などこれを肯定した旨、事情聴取の途中、原告母から帰宅したいと求められたため、帰宅してもかまわないが後日また話を聞かせてもらいたいなどと伝えたところ、原告母から、時間がかからないのであれば事情聴取を続けてもかまわない旨を言われたため事情聴取を継続した旨を供述しているところ(乙12、証人          調書〔5ないし9〕)、          通訳員も上記の          巡査部長の供述とおおむね一致した供述をしているほか(乙13、証人

調書〔6、7〕、通訳人作成の通訳要請受理簿（乙2）にも、原告母はずっと原告子のことを見ていたが、原告子は嘸っていない旨の原告母の供述が覚書として記載されていることが認められる。

エ 以上の検討を総合すると、原告母の供述については、警部補、  
5 巡査部長及び通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難く、原告母の前示の供述部分は容易に採用することができないものといわざるを得ない。他に本件全証拠を子細にみても、原告らの主張③ないし⑤に係る事実を認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、原告らの主張③ないし⑤は、いずれも採用することができない。

10 (4) 原告個人情報の訴外男性への提供経過について

前記1(8)の認定に対し、原告らは、原告個人情報を訴外男性に通知することについて承諾しておらず、警部補は、原告母の承諾のないまま、原告個人情報を訴外男性に提供した旨を主張するので、以下検討する。

ア 原告母は、2回目の事情聴取に際し、巡査部長から、訴外男性に原告母の電話番号を伝えたいので教えてもらいたい旨を打診されたが、これを承諾しなかったところ、電話番号を教えるまでは事情聴取は終了しないし、帰宅を許すこともないなどと言われた旨を供述している（原告母本人調書〔10ないし12〕）。しかしながら、原告らの連絡先については、原告母において外国人として本邦に適法に在留していた以上、関係資料を調査することで容易に判明する事柄であるから、電話番号を教えるまでは事情聴取は終了しないし帰宅もさせない旨を巡査部長が述べたというのは、いささか不自然、不合理といわざるを得ない。他方で、巡査部長は、2回目の事情聴取をいったん終了した後、その旨を警部補に報告した際、警部補から訴外男性が原告に対して民事訴訟を提起するなどと述べていたことから、原告らの連絡先を提供してもよいかどうかを原告母に対して尋ねておくよう指示され、再度、通訳員を介して、その旨を原告母に確認し、同

意を得た旨を供述しており（乙12、証人■■■■調書〔5、9、10〕）、■■■■通訳員も、上記の■■■■の供述と一致した供述をしている（乙13、証人■■■■調書〔6、7〕）。加えて、原告母及び■■■■通訳員は、いずれも互いの英語は理解することができた旨を供述しており（証人■■■■調書〔13〕、原告母本人調書〔34〕）、上記のやり取りを含めて■■■■通訳員による通訳の過程で原告母との意思疎通が阻害されたといえる部分は見出せない。

イ 以上によれば、原告母の供述については、■■■■巡査部長及び■■■■通訳員の相互に一致した供述を上回る信用性があるとまでは認め難く、原告母の前示の供述部分は容易に採用することができないものといわざるを得ない。他に  
10 本件全証拠を子細にみても、原告個人情報の訴外男性への提供について原告母が承諾していなかったとの事実を認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、原告らの頭書の主張は採用することができない。

3 争点(1) (本件警察官らの原告らに対する事情聴取等の内容ないし態様につき、  
15 国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について

(1) 本件における国賠法1条1項の違法の基本的判断枠組み

国賠法1条1項の違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解すべきであり（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成13年（行ツ）第82号、同第83号、同第76号、平成13年（行ヒ）第77号同17年9月  
20 14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照）、この理によれば、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が、たとえ個別の国民の法的権利又は利益を侵害することがあったとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項の適用上  
25 違法と評価されるということにはならず、損害賠償を求めている個々の国民との関係で、当該公務員がその職務上の法的義務に違反した場合、すなわち通常  
尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め

得るような事情がある場合に限り、国賠法1条1項の「違法」の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、同第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

この点、捜査機関による事情聴取を含む任意の取調べが捜査関係者に課されている職務上の法的義務に違背するか否かについては、これが個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など特別の根拠規定がない限り許容されていない強制の手段にわたるものと評価できる場合には、当該事情聴取ないし取調べが職務上の法的義務に違背するものであることはいうまでもないが、これが強制の手段にわたるものと評価するに至らない場合であっても、事情聴取ないし取調べという事柄の性質上、対象者の何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあることは否定し得ないから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、事情聴取ないし取調べの対象者の事案への関与の度合いや嫌疑の程度、同人の態度及び事情聴取ないし取調べの必要性、緊急性等諸般の事情を総合勘案し、社会通念上、当該具体的な状況の下で相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われた場合には、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背したものとして国賠法上違法の評価を受けるものと解するのが相当である。

そこで、以下、上記の判断枠組みに基づき、原告らが主張する本件警察官らの所為の国賠法上の違法の有無について個別に検討する。

(2) 原告らの主張する本件警察官らによる違法行為の有無

ア 原告らは、本件警察官らにおいて、本件公園に臨場した際、訴外男性が原告らに対して「外人は帰れ。」「外人は生きている価値がない。」「税金の無駄遣い。」などの原告らに対する差別的・侮辱的な言動をしていたのを何ら咎めようとせず、          警部補において、原告子に対し、「お前」などと呼びかけた上、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言し、さらに、原告子が

訴外子を蹴ったものと決めつけて、「どうせお前が蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなことになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないか」などと原告子を睨みつけながら強い口調で発言したことは、いずれも国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

しかしながら、前記第2の2の前提事実及び前記1の認定事実（以下、これらを併せて「前提事実等」という。）によれば、本件警察官らは、本件公園に臨場した際、訴外男性が原告らに対して前示の暴言を発し、原告らに近づいてこようとしていたことから、本件男性を原告らから離して前示のような暴言は控えるよう注意したことが認められる。

また、前記2(1)において認定し説示したとおり、                    警部補において、本件公園において、原告子に対し、「お前」などと呼びかけたり、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言し、さらに、「どうせお前が蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなことになっている」、「おまえ本当は日本語しゃべれるんじゃないか」などと原告子を睨みつけながら強い口調で発言したといった事実があったとは認め難いものといわざるを得ない。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも採用することができない。

イ 原告らは、本件警察官らにおいて、本件公園に臨場した際、訴外男性に対して現場説明の機会を与える一方で、原告らに対しては現場説明の機会を与えず、また、訴外男性の説明内容が実現不可能なものであったにもかかわらず、原告子に訴外男性が説明した原告子の行為態様を再現させなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

しかしながら、前提事実等によれば、                    警部補は、本件公園において、訴外男性から、原告子が、本件滑り台の踊り場に設置されたアーチ状の部分にぶら下がって身体を前後にゆすり、足を突き出すようにして、本件滑り台の階段部分を上ってきた訴外子（当時1歳11か月）を蹴った旨の訴えを聴取したこと、本件滑り台は、階段、踊り場、滑り面で構成されており、本件

滑り台の踊り場の高さは約156センチメートルであることが認められ、これらの事実からすると、原告子が訴外子を上記の態様で蹴ったとすれば、訴外子において本件滑り台の階段の最上段付近から転落して大きな傷害を負うおそれがあったものといえるから、[redacted] 警部補において、子供同士の喧嘩の範疇を超える事案であると考えて事情を調査する必要があると判断したことには合理性があるものと認められる。しかし、このような傷害事案が疑われる場合において、捜査機関がいかなる捜査手法を採用するかは、それが強制処分にあふものである場合を除き、任意に選択することができるのであって、その際、加害者、被害者の両者から現場説明を受けるか否か、現場再現をさせるか否かといった事項は捜査機関の裁量に合理的な裁量に委ねられているものと解されるのであって、特定の任意捜査を実施し、あるいは実施しないことが警察職員の法的な職務義務として指定されているものとは解し難い。この点を措くとしても、前提事実等によれば、[redacted] による通訳が可能であったとしても、本件公園における事情聴取に際し、原告らは日本語を解さず、また、原告子は3歳の幼児であり、保護者である原告母も状況を把握していない旨を述べるばかりであったことが認められるから、本件警察官らにおいて、原告らからの口頭での事情聴取を優先し、本件公園における現場指示や再現を試みなかったとしても、それに合理性がないとは断じ得ない。したがって、原告らの前記主張は採用することができない。

ウ 原告らは、[redacted] 警部補及び [redacted] 巡查部長において、[redacted] 警察署における事情聴取に際し、原告らの意思確認をすることなく同人らの写真撮影をしたほか、訴外男性の言い分が正しいという前提のもと、最大で5名の警察官で原告らを取り囲んだ状態で、原告母の母語である [redacted] 語の通訳の要否を確認することなく、英語での電話通訳により事情聴取を実施し、また、原告母の了解のないまま、原告母を立ち合わせない状態で原告子から事情聴取をするなどし、原告らに対し、訴外男性の言い分を認めるよう迫ったことは、

国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

そこで検討するに、前記2(2)において認定し説示したとおり[ ]警部補及び[ ]巡査部長は、[ ]警察署において原告らから事情聴取を行ったが、その際、原告母の同意を得た上で原告らの写真撮影をしたこと、原告らの事情聴取は、[ ]警部補1名あるいは[ ]巡査部長ほか1名の警察官により実施され、5名の警察官が原告らを取り囲んだ状態で行われた経過はないこと、原告子一人を対象に事情聴取が実施することについては原告母も了解していたこと、原告母は、[ ]警部補あるいは[ ]巡査部長による事情聴取の際も、原告子が訴外子を蹴ったということはないと思う旨の自身の見解を事情聴取においても一貫して述べていたことが認められる。以上によれば、原告らの主張のうち上記の認定に反する部分は、その前提を欠くものといわざるを得ず、少なくとも原告らに対する事情聴取等が強制の手段にわたっていたとか、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものとは認められない。

次いで、前提事実等によれば、原告子については、[ ]警察署において、[ ]警部補及び[ ]巡査部長による事情聴取の機会ごとに2回にわたって原告母が立ち会わない状態での事情聴取が実施されたことが認められるが、前記2(2)において認定し説示したとおり、原告子への事情聴取は、原告母においても了解していたものであること、事情聴取の時間も1回目が2、3分、2回目も5分ないし10分程度で終了したことが認められ、また、原告子が強いて訴外男性の言い分を認めるよう迫られたという具体的な場面があったとは認め難いところであって、その事情聴取等が強制の契機を帯びるものであったとは認められず、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱して行われたものであるとも断じ得ない。

また、前提事実等によれば、[ ]警部補及び[ ]巡査部長は、原告母から事情を聴取するに際して、[ ]語の通訳の要否を確認しなかったこ





とが認められる。しかしながら、証拠（証人 〇〇 調書〔13、14〕、証人 〇〇 調書〔3〕、証人 〇〇 調書〔2〕）によれば、原告母は、〇〇との間で英語によりやり取りをしていたこと、かねて日本で英語教師をしていたことが認められる。また、前提事実等によれば、英語での電話通訳により事情聴取を実施することについては原告母も了解しており、かつ、〇〇通訳員を解した英語での事情聴取に支障が生じた形跡はないことが認められる。このような事情に加え、原告母は原告子との間においても英語でやり取りをしていること（原告母本人調書〔16、17〕）などの事情も考慮すれば、原告母は、事情聴取が可能な程度に英語を解し得たものと認められ、他に本件全証拠を仔細に検討しても、原告母につき積極的に〇〇語の通訳を必要とする状況にあったとか、原告母が英語での通訳を拒絶していたことを認めるに足りる確かな証拠はない。以上によれば、〇〇警部補及び〇〇巡査部長が原告母に対して〇〇語の通訳の要否を確認しないまま事情聴取を行ったことが、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱するものとまでは認められない。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも採用することができない。

エ 原告らは、〇〇警部補及び〇〇巡査部長において、〇〇警察署における事情聴取に際して、原告らに対し、食事の機会を与えず、トイレやオムツ交換も許さないなど原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮をしなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。しかしながら、前記2(3)において認定し説示したとおり〇〇警察署における事情聴取に際し、〇〇警部補及び〇〇巡査部長において、原告らにおいて喫食や排せつのほか、原告子のオムツ交換を禁じていたとか、原告らから上記の申出がされたのに対しこれを拒絶して事情聴取に応じることを強いたとは認め難い。もとより、〇〇警部補らにおいて、積極的に原告らに対し、食事やトイレあるいはオムツ交換の機会を提供していたとはいえないまでも、関係法令を

子細にみても、事情聴取の際に、警察官において、事情聴取の相手方の要望の有無によらず、上記の機会を積極的に提供ないし付与すべき法的義務があったものとまでは認められない。かえって、前提事実等によれば、■■■■警察署における事情聴取に当たっては、1回目の聴取と2回目の聴取との間には相応の待機時間が存していたことが認められ、その際にトイレあるいはオムツ交換等を行うことも可能であったものと認められ、また、原告母においては、■■■■警察署に到着した際に自動販売機で飲料を購入していたことが認められる。したがって、原告らの上記主張は、前提を欠くものであり、採用することができない。

10 オ 原告らは、本件警察官らにおいて、原告母が複数回帰宅を希望していたにもかかわらず、本件公園及び■■■■警察署において、約4時間30分もの長時間にわたって原告らの事情聴取を継続したことは、国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

そこで検討するに、前提事実等によれば、(1)本件公園において、■■■■巡査長は、午後1時35分頃から原告らに対する事情聴取を開始し、午後1時45分頃からは■■■■巡査部長が当該事情聴取を引き継ぎ、午後3時頃まで事情聴取を行ったこと、その間、本件警察官らは、原告ら及び訴外男性に対する事情聴取のほか、目撃者の探索や防犯カメラ映像の確認を行ったが、原告子が、本件滑り台上で訴外子を蹴ったか否かについては判明せず、■■■■警部補は、さらに事情を聴くため、原告らに■■■■警察署への同行を求め、原告母はこれに応じたこと、(2)■■■■警察署における事情聴取は、午後3時45分頃から午後4時05分頃までの約20分間、午後5時05分頃から午後5時45分頃までの約40分間の2回にわけて本件補導室において行われ、原告らは午後6時25分頃に帰宅の途についたこと、(3)上記の事情聴取の合間に、原告母は■■■■を始めとした複数の知人と通話をしたり、■■■■警察署に到着後に自動販売機で飲料を購入することも許容されていたことが認められる。上

記の諸事情によれば、本件警察官らが原告らに対して行った事情聴取は、その開始時刻から終了時刻までの総計が5時間近くとなっていたといえるが、原告らが実際に事情を聴かれていた時間は合計でも2時間程度にとどまり、その余の時間は、原告らにおいて、           巡査部長による写真撮影を受けた場面を除き、           警察署内において自由に行動することが可能であったものと認められる。

また、前提事実等によれば、           警部補は、本件公園において、訴外男性から、原告子が、本件滑り台の滑り面側から上ってきて、踊り場に設置されたアーチ状の部分にぶら下がって身体を前後にゆすり、足を突き出すようにして、本件滑り台の階段部分を上ってきた訴外子（当時1歳11か月）を蹴った旨の訴えを聴取したこと、本件滑り台は、大きく7段の階段、踊り場、滑り面で構成されており、本件滑り台の踊り場の高さは約156センチメートルであることが認められる。しかして、訴外男性の上記の訴えを前提とすれば、原告子が訴外子を蹴ることにより、訴外子が打撲等の傷害を負うおそれがあるのみならず、体勢を崩して仰向けに転倒し、階段の最上段付近から転落して、さらに大きな傷害を負うおそれがあったといえるところ、前提事実等によれば、上記事案の目撃者や映像を記録した防犯カメラは発見されなかったことが認められ、事案の解明には、専ら当事者である訴外男性や原告らから詳細な説明を受ける必要があったといえ、その場合、原告らの記憶が鮮明なうちに可及的速やかに原告らから事情聴取を行って供述内容を保全しておく必要があったものといえるから、本件警察官らにおいて原告らから詳細な事情を聴取する必要性、緊急性に乏しかったともいい難い。

加えて、本件全証拠を子細に検討しても、原告らに対する事情聴取に際し、本件警察官らにより原告らの意思を制圧し得る行為があったことは認めるに足りず、かえって、前提事実等によれば、原告子は、上記の写真撮影に際してカメラに向かっていわゆるピースサインをするなど、特に緊張や怯えの

感情を抱いていなかったことがうかがわれるのであって、他に本件全証拠を  
子細にみても、原告らにおいて、本件警察官らによる事情聴取を受けていた  
際に、外界との接触や退出の自由を奪われ、また、事情聴取に対する応諾の  
自由を喪失し、あるいは著しく抑制されるなど、その心身に必要以上の負担  
を強いられていたものと認めるに足りる的確な証拠はない。

以上の事情に加え、原告母からの事情聴取は原告母において了解可能な  
通訳員による英語通訳を介して実施されたものであることなどの事情も  
併せれば、本件警察官らの原告らに対する事情聴取については、原告らの意  
思を制圧し、その身体等に制約を加えて強制的に事情聴取の目的を実現する  
など、特別の根拠規定がない限り許容されていない強制の手段にわたるもの  
であったとは断じ難く、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限  
度を逸脱して行われたものとも認め難いものといわざるを得ない。したがっ  
て、原告らの頭書の主張は採用することができない。

カ 以上によれば、本件トラブルに係る原告らに対する一連の事情聴取の経過  
及び態様につき、相当と認められる限度を超えるものであるということでは  
できず、本件警察官らの所為につき、職務上の注意義務に違反する部分があっ  
たものとは認められない。

### (3) その余の原告らの主張に対する判断

原告らは、憲法14条や人種差別撤廃条約の趣旨に照らして、本件警察官ら  
は公権力の行使に際し人種差別行為を行ってはならないという職務上の注意  
義務を負っていたというべきところ、本件警察官らの事情聴取に係る一連の行  
為は、当該注意義務に違反するものであって、国賠法1条1項の適用上違法で  
ある旨を主張する。

しかしながら、原告らの主張する職務義務は、当該職務義務を基礎づける法  
的根拠が特定されているとは解し難く、国賠法1条1項所定の「違法」を基礎  
づけるものとして、公務員である本件警察官らが個別の国民に対して負担する

職務上の法的義務が特定されているとは解し難いものといわざるを得ない。

この点をしばらく措くとしても、前記(2)において認定し説示したとおり、原告らが主張する本件警察官らの所為については、当該事実を認めることが困難であり、あるいは、これが認められるとしても公務員である本件警察官らが負担する法的な職務義務に違反するものとは認め難いものといわざるを得ないところであるし、もとより、本件警察官らは、いずれも東京都の公務員として勤務する警察職員であって、110番通報に応じて現場に臨場した者らであって、原告らはもとより、訴外男性とも特段の利害関係を有さず、面識すらなかったこと、本件警察官らの職務は、本件のトラブルにおいて、原告子が訴外子を本件滑り台上で蹴るという行為があったか否かといった点の調査にあったにとどまり、本件警察官らが原告らの事情聴取等に当たったのも、警察職員としての職務を遂行することのみを理由とするものであったことに照らせば、本件警察官らによる原告らに対する事情聴取等の内容及び態様が、人種あるいは民族的出自に関する差別意識ないし偏見を背景として、原告らを特段の根拠もなく被疑者として扱ったり、犯罪者として刑事手続を進めようとするなどの不当な意図ないし動機を含むものであったものとまでは認め難いものといわざるを得ない。したがって、原告らの頭書の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

#### (4) 小括

以上のとおり、本件警察官らの原告らに対する事情聴取等の内容ないし態様につき、国賠法1条1項の適用上違法があるものとは認められない。

#### 4 争点(2) ■■■■■警部補が訴外男性に原告個人情報を提供したことにつき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について

##### (1) 都条例3条2項所定の職務義務違反の有無について

ア 原告らは、■■■■■警部補が原告個人情報を原告母の同意のないまま訴外男性に提供したことは、都条例3条2項所定の職務上知り得た個人情報をみだ

りに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないという職務義務に違反し、国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

イ そこで検討するに、都条例3条2項の「みだりに」とは、社会通念上適当な理由があると認められない場合をいい、「みだりに他人に知らせる」とは、他人に知らせることが、自己の権限、事務に属しない場合、あるいは自己の権限、事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせる場合をいうものと解するのが相当であるところ(乙8)、証拠(証人[23])及び弁論の全趣旨によれば、警部補は、日常業務として、個人情報提供者の了承がある場合に、これを提供することが相当と思料される者に対して提供していることが認められ、そうすると、警部補が、その職務上知り得た原告個人情報を第三者に対して提供することは、警部補の権限、事務に属するものと認められる。しかして、前提事実等によれば、訴外男性は、警部補に対し、原告らを相手とする民事裁判の提起を企図しているとして、原告個人情報(原告らの氏名及び住所等の連絡先)の提供を求めたこと、警部補は、巡査部長に指示して、原告母から、民事訴訟での使用を目的としている訴外男性に対して原告個人情報の提供に係る承諾を得たことが認められ、これらの事実によれば、警部補が、訴外男性に対し、原告個人情報を提供したことが、原告個人情報をみだりに他人に知らせた場合に該当するものとは認められない。

これに対し、原告母は、巡査部長が訴外男性に提供する情報として挙げいていたのは原告らの電話番号のみであり、これに対し、原告母は訴外男性に対して電話番号を提供することは承諾していなかった旨を供述している(原告母本人調書[12、31、32])。しかるに、前記2(4)において認定し説示したとおり、原告母は、その主観的な意図は措くとしても、原告らの連絡先を訴外男性に提供することの当否について巡査部長から確認された際、これを了解したことが認められるから、原告母の上記供述は採用す

ることができない。この点、証拠（証人 〇〇 調書〔21〕）によれば、〇〇 巡査部長は、民事訴訟に必要な連絡先として、原告らの住所、氏名及び電話番号を訴外男性に通知するという認識のもと、原告母に対し、連絡先を訴外男性に対して通知することについて承諾を求め、原告母は、これを承諾したことが認められるところ、原告母において、氏名や住所を訴外男性に通知されることについて確定的な認識を有していなかった可能性を一切否定し得るものではないとしても、民事訴訟での利用を目的として連絡先を知らせてよいかとの問いに対して承諾をしたものである以上、原告母において、電話番号にとどまらず、訴えの提起に必要な最低限度の情報が提供されることは認識可能であったといえるから、前示の可能性を考慮しても、原告母が原告個人情報提供の提供を承諾した旨の認定は左右されない。

ウ さらに、都条例3条2項の「不当な目的」に使用するとは、東京都職員が自己の利益のために個人情報を使用する場合や、他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用することをいうものと解すべきところ（乙8）、前示のとおり、〇〇 が訴外男性に対して原告個人情報の提供をしたのは、訴外男性から原告らに対する訴訟提起を目的として原告個人情報を求められたためであって、〇〇 が自己の利益のために個人情報を使用したものではないし、原告らを含む他人の正当な利益や社会公共の利益に反するものであるということもできないから、〇〇 警部補が原告個人情報を「不当な目的に使用」したともいえない。

エ 以上によれば、〇〇 警部補が訴外男性に対して原告個人情報を提供した行為につき、都条例3条2項所定の職務義務に違反するものとは認められない。

(2) 都条例10条2項、同条3項所定の職務義務違反の有無について

原告らは、〇〇 警部補が原告個人情報を原告母の同意のないまま訴外男性に提供したことは、都条例10条2項所定の除外事由なく個人情報を取り扱う

事務の目的を超えて保有個人情報を当該実施機関以外の者へ提供してはならないという職務義務に違反し、また、同条3項所定の保有個人情報の目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないという職務義務にも違反するものであって、国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する。

しかしながら、前記(1)において認定し説示したとおり、          警部補は、          巡査部長を介して、原告母から、民事訴訟での使用を目的としている訴外男性に対して原告個人情報を提供することにつき承諾を得たこと、          警部補は、日常業務として、個人情報提供者の了承がある際に、これを、提供することが相当と思料される者に対して提供する権限を有していたことが認められ、そうであれば、原告個人情報の訴外男性への提供行為は、警察官の取扱事務の目的を超えた他者への情報提供には該当しないものと認められる。また、前提事実等によれば、          警部補は、原告個人情報を訴外男性に提供するに際しても、電話での口頭提供は行わず、訴外男性に直接教示をし、その際、民事裁判という目的以外での使用は厳に慎むよう注意したことが認められ、このような          警部補の対応に照らせば、原告個人情報が訴外男性に提供されたことについて、原告らの権利利益を不当に侵害することがないよう対応されていたものと認められる。したがって、          警部補が原告個人情報を訴外男性に提供した行為につき、都条例10条2項及び同条3項所定の職務義務に違反するものとは認められない。

### (3) 小括

以上によれば、          警部補による訴外男性に対する原告個人情報の提供が国賠法1条1項の適用上違法である旨の原告らの主張は、いずれも採用することができない。

### 5 まとめ

以上のとおり、本件の争点(1)及び(2)に関する原告らの主張はいずれも採用する



ことができず、原告らのその余の主張も、本件警察官らの所為に係る国賠法1条1項に基づく損害賠償責任の有無に関する前記2ないし4の認定判断を左右するに足りるものとは認められない。

第4 結論

よって、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官

片野正樹

裁判官

堀田喜公衣

裁判官高見澤昌史は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

片野正樹

これは正本である。

令和6年5月21日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 成田 拓哉

